

ARKNET 通信

平素は格別なお引き立てを賜り誠にありがとうございます。
皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2013年が始まり、新政権の幕開けは静かに離陸したように思います。経済界ではアベノミクスの期待から穏やかなインフレを期待し、株価は上昇し、円安に動いてまいりました。一方でアルジェリアのテロや歌舞伎界の大御所、元横綱の死という悲しいニュースも飛び込んできました。未だくすぶっている竹島や尖閣諸島の問題、北方4島など隣国との付き合い方をはじめとして、国際社会の中で日本がどのようにこれらの問題を解決していくかということも新政権に寄せられた期待でもあります。

ますます複雑化していく社会の中で、自分のできること、やるべきことをしっかりと考えていきたいものです。

税理士法人アークネット
代表社員 野呂伸一郎

2013.2.28 第9号
税理士法人アークネット

静岡市葵区紺屋町11-13



静岡センチュリーホテルから

夜明け

毎日、陽はのぼり沈んでいきます。同じことの繰り返しようですが、今日という日は二度と来ません。

一日一日を大事にしたいと思います。

What's New

【平成25年度税制改正大綱決定】

与党自民党は、1月24日平成25年度税制大綱を決定しました。当該大綱は今後国会で議論され3月末までに法案成立の見込みです。主要項目は次のとおりです。

- ① 平成23年度税制改正から議論されていた抜本改革（所得税最高税率の引上げ/相続税の基礎控除引下げ・税率構造等の見直し/贈与税の緩和）
- ② 消費税率引上げに対応する措置（複数税率は平成27年10月の10%引上げ時に導入/住宅ローン控除の適用期限の延長と控除限度額の引上げ/自動車取得税の引下げなど）
- ③ 緊急経済対策等に対応する政策税制措置（研究開発税制拡充/雇用促進税制の拡充/交際費年800万円以下の全額損金算入/少額株投資10年非課税/子・孫への教育資金贈与150万円非課税など）

今回は、相続税増税や贈与税緩和など大きな改正になるとともに、緊急経済対策を補完する減税措置が数多く設定されたことから注意が必要です。主な内容については別冊のパンフレットで解説します。

【復興特別所得税の源泉徴収がスタート】

源泉徴収義務者はH25. 1. 1からH49. 12. 31までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収しなければなりません。復興特別所得税は所得税額の2.1%なので計算方法は次のとおり

$$\text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税} = \text{支払金額} \times (\text{所得税率} \times 102.1)$$

上記所得税及び復興特別所得税は、1枚の納付書で納付します。なお、給与等に係る源泉徴収税額は、「平成25年分以後の源泉徴収税額表」を参照します。

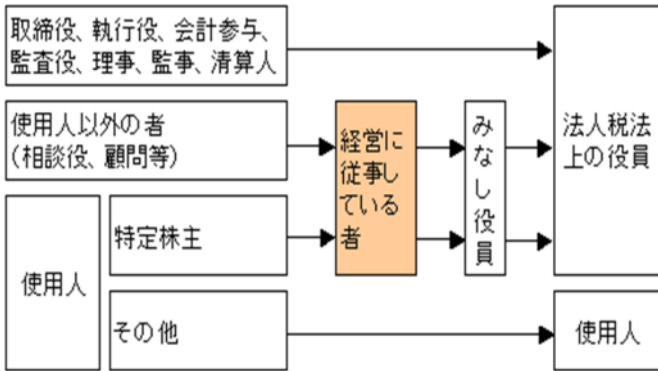
Tax Information

『法人税法上の役員とは・・・』

今回は、法人に関する役員について判例を交えて税法独特な取扱いをご説明したいと思います。

法人税法では、役員について会社法とは別の定義をしています。これをいわゆる税法上の役員といいます。

法人税法上の役員の種類



図解法人税(大蔵財務協会)より抜粋

取締役、執行役云々という部分が会社法その他特別法による役員ですが、図からもわかるように、法人税法上では、一般的な取締役とされる者以外で経営に従事している者について『みなし役員』という特別の概念を加えて役員の種類を決定しています。

ポイントは「経営に従事している者」！！

みなし役員とは、使用人以外の者で「経営に従事している者」若しくは、使用人のうち特定株主(今回は詳説しません)のうち「経営に従事している者」を意味することとされています。

ここでいう「経営に従事している」とは何を意味するかがポイントになるのですが、法人税法及び法人税法関係の通達に明確な解説がありません。

そこで広辞苑では、「継続的・計画的に事業を運営すること。特に、会社・商業など経済的活動を運営すること。また、そのための組織。」とされており、複合的多面的な行為であるため、ある日突然、「経営に従事しているのでこの人への賞与は損金不算入！！」と税務調査で指摘を受けるかもしれません。また、既に受けられた方もいるのではないのでしょうか？

裁決事例ではどのような判決がなされているのか？

このように、税法上明文規定がなく、解釈が曖昧であるがゆえに、上記のようなトラブルも多数生じてきたと思います。

そこで、裁決事例を概観してみようかと思います。

以下の判決については、**裁決事例(役員の種類)**にも記載されています。(少々古い判例ですが。。。)

同族会社の判定の基礎となった株主に該当する使用人について役員に該当しないとした事例(昭和47年7月17日裁決)

■ 事実関係

- 否認の指摘を受けたのは代表者の息子2人。
- 1名は「専務」と呼ばれていたが、名刺にそのような記載はない。
- 息子2名には出勤簿はないが、他の使用人には出勤簿が作成されていた。
- 他の使用人には残業手当が支給されているが息子2名には残業手当は支給されていない。
- 使用人には夏冬に月額給与1ヶ月分程度の賞与がそれぞれ支給されていたが、息子2名には冬に2ヶ月分程度の賞与が支給されていた。
- 代表者は高齢ではあるが極めて健康で、会社の営業活動の中心となり、経営の支配権の一切を掌握し、すべての使用人を直接指揮監督していた。

■ 審判所の判断

国税当局は、仕入販売の全般を管理していた息子、製造の全般を管理していた息子それぞれはみなし役員だと指摘したが、審判所はそれぞれ「主任」程度に過ぎないとした。

同族会社の使用人のうち同族会社の判定の基礎となった株主等であっても、その会社の経営に従事しているか否かによってその取扱いを異にした事例(昭和47年10月23日裁決)

■ 事実関係及び審判所の判断

- 代表者の妻は、法人の全体的な管理事務を担当している。
- 経営方針、貸出機械等の料金の決定、資金計画、基本的資材購入の決定、従業員等の採用、給与、賞与の額の決定等の重要事項の決定を代表者らとともにやっているとの陳述がある。
- よって、『経営に従事している』と判断する。
- なお、売掛・買掛帳の整理、請求書の発行、労働者の賃金計算等経理事務を担当している同族関係者は経営に従事しているとは認められないと判断。

商業登記簿上の役員でなくても実質的に会社の経営に従事している者に支給した賞与の額は役員賞与に該当するとした事例(昭和55年2月20日裁決)

■ 事実関係及び審判所の判断

- 代表者は5年ほど前から病身で、他の登記上の取締役も新規事業の経験・知識を持っていなかった。取締役会も開催されていなかった。
- 取締役でない者が取引銀行から自己の名義による借入を決定する等、法人の資金計画を行っていること。
- 商品の仕入及び販売の計画(方針)を決定していること。

- 従業員の採用諾否や給与の決定等を行っていること。
- 代表者及びその家族に、生活に必要な資金を報酬として支払うことを条件に経営を任せられたという証言がある。
- 貸金台帳では代表者の約2.5倍の報酬を得ている。
- 上記の事実から、当該者は自己の責任で業務の運営を行っていると思われる。

今一度「経営に従事している」を再考してみましよう。

裁決事例には細かいことがたくさん記載されていますが、一般に、経営上の重要事項とは、人事・資金・技術・販売戦略などが含まれるとされています。上記の裁決例でも、この点がポイントとなっていました。

要約すると、

- 営業分野の変更
- 採用・昇格・給与の決定
- 借入の実行決定

に係わっていると「経営に従事している」と指摘される可能性が出てくるようです。

逆に言えば、

- 経理事務作業を行っている程度
- 経営者の決定した方針にしたがって販売や仕入の実務責任を負っている程度(?)で、それ以上の方針決定に関与していなければ、「経営に従事している」ことにはならないということのようです。

中小企業の場合、通常は、代表者が圧倒的な決定権を持っていて、その親族に方針決定に関して意見を求めるというのは少ないように思います。あっても、参考意見程度で最終的には社長が決定しているのではないのでしょうか。実質上の決定権がないとしても、親族は「経営に従事している」とみなされ易いので注意が必要です。給与を支給していなければ、損金不算入給与とされることはないのですが、同族会社の場合、支給していることが多かったりします。

大前提として、取締役会に参加して発言をしていたら「経営に従事している」ことになってしまいます。取締役会の役割そのものが経営の重要事項の審議ですから。たとえば、「(経営)顧問」といった肩書きでオブザーバーとして取締役会に参加していたらどうでしょう。オブザーバーなので一切発言しないというのであれば、参加する意味はないので何かしらの発言はされるでしょう。議事録の参加者の記述にも注意が必要です。

『経営分析奥義』

損益分岐点分析 (CVP 分析) その二

損益分岐点は固定費を(1-変動費率)で割って求めるということをお前回説明しました。

今回は費用を固定費と変動費に分解する手法としての**最小二乗法**をエクセルで計算するときの計算式を書いておきますのでこれをセルに書き込んでワークシートを作成してみてください。

求める式を $y=ax+b$ として a と b の係数を求めます。

x:売上高、y:費用、a:変動費率、b:固定費

エクセルに次のような表を準備してください。月は決算期に合わせて4月から3月でも結構です。費用:yの項目に固定費・変動費がわかりづらい経費項目、たとえば水道光熱費を例にして計算してみます。

毎月の売上高に対応して、水道光熱費が1月から1,000円、1,010円、1,050円とかかったとします。こうして売上高:xと費用:yのデータが取れたらあとはエクセルが自動計算してくれます。

	A	B	C	D	E
1	月	売上高:x	費用:y	x^2	$x * y$
2	1	40,000	1,000	1,600,000,000	40,000,000
3	2	41,000	1,010	1,681,000,000	41,410,000
4	3	43,000	1,050	1,849,000,000	45,150,000
5	4	36,000	950	1,296,000,000	34,200,000
6	5	33,000	900	1,089,000,000	29,700,000
7	6	40,000	1,000	1,600,000,000	40,000,000
8	7	43,000	1,050	1,849,000,000	45,150,000
9	8	42,000	1,030	1,764,000,000	43,260,000
10	9	40,000	1,000	1,600,000,000	40,000,000
11	10	37,000	950	1,369,000,000	35,150,000
12	11	60,000	1,300	3,600,000,000	78,000,000
13	12	43,000	1,050	1,849,000,000	45,150,000
14		498,000	12,290	21,146,000,000	517,170,000
15		xの合計の二乗			
16		2.48E+11			

計算式 (ワークシートはアークネットのHPに掲載します。)

D列: 売上高の二乗 (=Bn^2) nは行数

E列: 売上高×費用 (=Bn*Cn)

F列: 売上高の二乗×費用 (=Dn*Cn)

そして各列の縦計をとり B16セルに以下の計算式を入れます。

$B16:=B14^2$

求める a と b の値は適当なセルに以下の関数を入れてください。(数字の12は12ヶ月という意味)

$a := (E14 * 12 - B14 * C14) / (D14 * 12 - B16)$

$b := (D14 * C14 - E14 * B14) / (D14 * 12 - B16)$

この結果、 $a=0.01489562 \dots \approx 0.015$ 、
 $b=405.9986 \dots \approx 406$

という数値が得られます。

この a と b を $y=ax+b$ に代入すると、

$y=0.015x + 406$

となります。

これで水道光熱費の固定費部分が毎月406であり、それを超えた分は売上に連動する変動費であるということがわかりました。

このように固定費なのか変動費なのかがわかりづらい経費項目についてはこの『最小二乗法』をお試しください。次回は損益分岐点分析の応用編です。

【支払調書の提出方法について (提出枚数 1,000 枚以上)】

昨年 11 月、名古屋国税局調査部 調査開発課 課長が静岡事務所に来所されました。目的は下記の法令が施行されたことからです。

「該当の法人は、平成 25 年中に所要のシステム対応が必要になります。対応に苦慮されている方は、直接職員が法人等へ赴きシステム対応について相談に乗らせて頂きますので遠慮なくご相談下さい。」とのことでした。対象となる法人は限定的かと思いますが、心当りのお客様は弊社担当者までお声を掛けて下さい。

- 法定調書は、書面による提出を原則としますが、**H26.1.1 以後に提出**する支払い調書等（支払調書、源泉徴収票、計算書又は報告書）を提出する場合において、**その種類毎に、基準年（その年の前々年をいいます。）に提出すべきであった支払調書等の提出枚数が 1,000 枚以上のときは**、当該支払調書等の提出については、**e-tax 又は光ディスク等の提出方法**によらねばなりません。

お客様企業のご紹介のコーナー

今回は静岡事務所のお客様で、昨年 9 月に生まれ変わった**日本平ホテル様**をご紹介します。

静岡市清水区にある日本平ホテルは、30 年以上も前に開業した歴史あるホテルです。このたび建物を新築し国際水準を満たすホテルとして生まれ変わりました。

今年 1 月 30 日から 2 月 1 日、第 24 回国連軍縮会議が開催されましたことは記憶に新しいところです。

別紙パンフレットをご覧ください。

※※※アークネットの慰安旅行で宿泊しました！※※※

- ・外観や内装はシックで高級感があるデザインで、一日贅沢な気分でご過ごすことができました。
- ・客室のテラス側が一面ガラスで、部屋の中から見る駿河湾や富士山は圧巻でした！
- ・アッパーラウンジで、清水港の夜景を見ながらの一杯は各別です。
…アークネットスタッフ一同…

〜〜ぼやき〜〜

今年は寒い。いつになく寒い気がします。ちょっと痩せたせいかもしれません。

さて、2012 年に世界が終わるというマヤ暦。昨年の 12 月 21 日には世界のあちらこちらでイベントがあったようです。それが過ぎてみると、実は計算違いで、ほんとは 2015 年 9 月 3 日とか 2020 年 3 月 20 日とかいろいろな説(?)が出てますが、これだけコンピュータの発達した現代にこんな計算違いがあるなんて、笑えますね。しかも 2015 年説では、優秀であるはずのマヤ人がうるう年を計算に入れてなかったなどという初歩的な間違いを理由にしているんです(笑)

法人税の計算でも交際費の加算を忘れてたので、税務調査で指摘され納税額が増えちゃいました(笑)なんて言っても誰も許してくれませんよね。

(野呂伸一郎)

*****Profile*****

新人紹介 望月晴之(静岡事務所所属)



- 1987 年 11 月生まれ静岡県出身
- 東北大学経済学部卒
- 趣味: ジョギング・ボールジャグリング
- 信念: 真面目さ、元気の良さでは誰にも負けません。
- 常にお客様のことを第一に考え、明るく前向きに取り組んでまいります。

ARKNET

税理士法人アークネット

<http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3 号館 8 階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

(西村会計事務所)

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811